

独法産業技術センターの役員体制について

1 第1回法人化準備委員会における主な意見

独法では、法律上、役員[■]の任免は、たとえ非常勤であっても理事長の権限であり、理事長は、責任を問われる立場にある。理事長が非常勤の場合は、内部的には全責任を副理事長が負うとなっても、対外的には理事長が責任を問われる立場になると思う。

役員任期について、最近の企業では、執行役員[■]の任期は1年という例もある。任期が4年では長すぎる。2年毎にチェックし、再任していくのがよいのでは。

任期が最長8年というのは、長いのではないか。大手の会社でも、6年くらいでどんなにいい社長でも変わっているのが通例。よほどのカリスマ社長やオーナー社長を除いては。

センターの対外的な「顔」と経営責任の両面において、その時々[■]の最適な人材を組み合わせられるように、組織体制としては、理事長は常勤でも非常勤でも対応できるように、選択の余地を残しておく必要があるだろう。

2 1を踏まえた対応案

(1) 理事長の役割について

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)の趣旨に基づき、地方独立行政法人の長として、すべての面において最終的な責任・権限を負うとともに、トップマネジメントを発揮しなければならない。

(2) 理事長の任用形態について

常勤が望ましいと考えるが、柔軟な人選が可能となるメリットを活かし、非常勤とした場合であっても、現場においてセンターを引っ張っていくことが可能となるよう限りなく常勤(=21日)に近い勤務体制(=17日以内)を確保することとしたい。

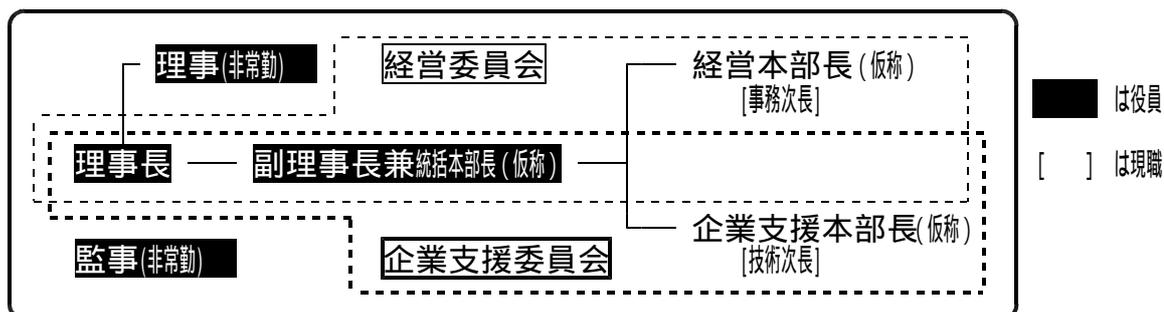
(3) 役員[■]の任期について

加速化する市場変化のスピードに迅速かつ的確に対応できる組織体制を構築する観点から、任期を2年とし、再任を可とすることが適切ではないか。

(参考)・県立大においては、任期を4年(最長で8年)としている。
・過去のセンター所長において、最長6年という実績がある。

(4) 組織体制について

理事長を支える柔軟な組織体制を構築するとの観点から、下記のとおりとしたい。



統括本部長(仮称)とは、理事長をサポートする「執行役員」的意味合い。

参考《他県における理事長の経歴》

()は独立行政法人へ移行した日

団 体	初 代	二 代 目
鳥取県 (H19.4.1)	外部登用	
岩手県 (H18.4.1)	外部登用・所長からの就任	独法化に携わった行政職OB
東京都 (H18.4.1)	外部登用・所長からの就任	外部登用・理事からの昇格
大阪市 (H20.4.1)	所長からの内部登用	